

生徒指導方針

生徒指導部

令和7年度の生徒指導重点指導目標は次の5つです。

- 1 基本的生活習慣を確立し、時間を遵守する。
- 2 地域社会の一員であることを自覚し、交通及び携帯電話利用のマナーを守る。
- 3 交通安全に対する意識を高める。(交通ルールを遵守し交通事故を減らす)
- 4 品位ある服装や態度を心がけ、挨拶を励行する。
- 5 貴重品の管理を徹底する。

1 基本的生活習慣を確立し、時間を遵守する。

- (1) 学校生活のあらゆる機会を通じて時間を守る習慣を身につける。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、原則保護者が連絡する。Classiについては8時25分まで、電話については当日午前8時から8時25まで。なお、定期考査中の欠席・遅刻連絡は必ず電話にて行う。
8:30 正門通過 8:35 教室着席
- (3) 授業の開始前に席に着き、授業の準備をする。
- (4) S T開始時間を厳守する。
8時40分のチャイムが鳴り終わった時点で教室にいない生徒は遅刻とする。
- (5) 遅刻をした生徒は、生徒指導室もしくは職員室の職員(担任、副担、学年の先生)に遅刻の申出をする。
- (6) 遅刻の指導は次のとおりとする。
学期に3回遅刻した生徒は、別途遅刻指導を行う。
- (7) 早退する場合は担任(副担任)の許可を得る。(無断早退はしない)
- (8) 授業中けがや体調不良が生じた場合は必ず教科担任に連絡して指示を受け行動する。
- (9) 体調不良等で保健室に行き授業に遅れた場合は「保健室連絡カード」をもらい教科担任に見せる。

2 地域社会の一員であることを自覚し、交通及び携帯電話利用のマナーを守る。

- (1) 学校や社会での集団としてのルールを守り、人に迷惑をかけない。(地域の人への配慮も含めて)
- (2) 挨拶の励行。(登下校時の挨拶、授業時の挨拶、職員室等の出入りの際の挨拶)
- (3) 公共物を大切にし、教室・部室等の整理整頓に心がける。(私物、空き缶・ゴミの処理)
- (4) 携帯電話は節度を持ち、マナーを守って使用する。登校後は、電源を切ってカバンの中に入れる。
掃除終了後まで使用をしない。朝のST前、清掃後においても外部の出入りが多い職員室近辺、玄関付近、正門等においては使用を控えるように心がける。

3 交通安全に対する意識を高める。(交通ルールを遵守し交通事故を減らす)

- (1) 交通ルールを守り事故に遭わないようにする。また、加害者にならないようにする。
- (2) 自転車の整備をする。登録自転車以外で通学しない。
- (3) 傘さし運転、携帯電話やイヤホンしながらの運転禁止、雨天時はカッパを着用する。
- (4) 交通事故発生時は適切に対応する。
(けが人の救護、お互いの住所・氏名・電話番号・車のナンバー等の確認)
- (5) 自転車はクラス指定の場所に整理整頓して置く。(部活動時も体育館周辺やグラウンドに置かない)
- (6) 雨天時は道路やバスが混み合うので早めに登校する。バスの遅延は遅刻になる。

4 品位ある服装や態度を心がけ、挨拶を励行する。

*入試や面接に行けるような身だしなみを心がける

- (1) 服装指導の留意点
ア 指定制服を着用する。

- イ スカート丈は膝が隠れる長さとする。(ベルトはしない)
- ウ 襟章・胸章は必ずつける。
- エ 靴下は華美でないものとする。(ただし式典は、黒・紺とする)
ストッキングは、黒・紺またはベージュ無地とする。(期間は、防寒具規定に準じる)
- オ 防寒具の規定は、11月1日から3月31日までとする。着用に関しては、華美でないものとし、始業前から授業終了までは、校舎内で着用しない。
※ここ数年は換気励行のため校内着用を許可している。

(2) 頭髪指導の留意点

- ア 頭髪は高校生らしい清潔な髪型であることとする。
(モヒカン、極端な刈り上げ、段差のある刈り上げ、左右非対称などの加工をしない)
- イ パーマ、カール、染色、脱色はしない。
- ウ 髪をとめる場合は目立たないものとする。シュシュ、カチューシャ等は禁止。

(3) その他

- ア 化粧・マニキュア・ピアスなどはしない。
- イ 通学カバンは特に規定はないが、学校に登校するという観点において品位のあるものを使用する。
- ウ スリッパ、グランドシューズ、カップ、教科書等自分の持ち物には記名をする。
- エ 通学靴は革靴の場合は黒(暗色)の短靴、ブーツは禁止。ランニングシューズ、スニーカー可。

5 貴重品の管理を徹底する。

- (1) 教室移動時は、貴重品袋の利用を心がけ、自己管理を徹底する。
- (2) 余分な現金、高価な私物を持ってこない。(集金などの場合は直ちに提出する)
- (3) 自転車の未施錠(二重ロック推奨)、ひったくり、置き引きなどに注意する。
- (4) 教室・部室の施錠を徹底する。(部室に貴重品を置かない)

6 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為は、校長による特別指導(校長訓戒・家庭謹慎等)の対象となります。また学校教育法第26条に基づく懲戒が行われる場合もあります。

7 その他

- (1) スマホによるトラブルに注意する。
 - ア インターネットのブログやスマホの掲示板に個人を中傷する書き込みや無断で写真をアップしない。
 - イ 携帯電話の不正請求や振り込め詐欺、出会い系サイトなどには十分注意する。
- *県の事業と連携をしてネットパトロールを行っています。該当する場合は、指導の対象となります。
- (2) アルバイトは原則禁止する。特別な事情のある場合は生徒指導部に申し出る。

校則の見直しについて(令和5年4月1日改定)

令和4年度において、①職員アンケート、②生徒会役員との意見交換、③PTA役員・専門委員との意見交換、改定案を作成。原案をもとに職員会議を重ね改定した。今後も必要に応じて上記のような流れで意見を集約し対応する。